

都市計画課 ～人も元気、街も元気な都市づくり～

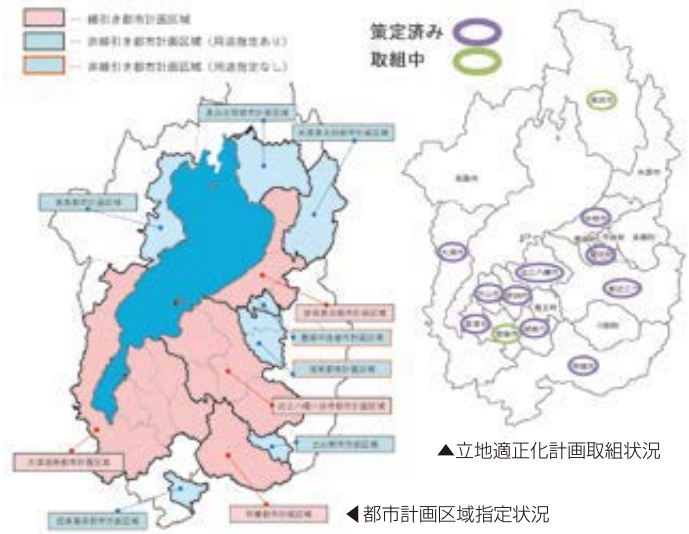
1 都市計画・都市計画区域

滋賀県では、県内全19市町において、11の都市計画区域を指定しています。都市計画区域の面積は、約197,274haで、琵琶湖を除く県土の約59%を占めます。また、都市計画区域内人口は約139万人で、県全体の約99%を占めています。
(令和4年3月31日現在)

2 土地利用に関する計画

無秩序な市街化を防止し、秩序あるまちづくりを進めるため、県においては、11の都市計画区域の内、4つの都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分し、市町においては、用途地域などの地域地区の指定により、土地利用規制を行っています。

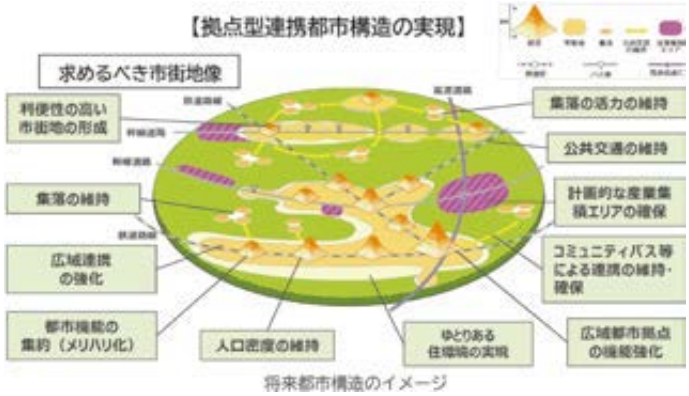
また、現在県内12市町において、都市機能や居住機能の誘導・集約を目的とした立地適正化計画の策定に取り組んでいます。(令和6年3月31日現在)



■ 滋賀県都市計画基本方針（令和4年3月策定）

市計画の基本的な方針や広域的な方向性を示した「滋賀県都市計画基本方針」を新たに策定しました。この方針は、県の「区域マスタープラン」および各市町の「都市計画マスタープラン」の上の方針です。

本方針において、低密度な拡散型の都市構造から、既存ストックを活かす視点を重視し、自然を活かしながら、住み、働き、憩うために必要となる様々なサービス機能が集積した多様な拠点を形成し、それらを公共交通サービスで結ぶ「拠点連携型都市構造」の実現を目指します。



3 都市施設に関する計画

(1) 都市計画道路

都市計画道路は、都市施設の一つとして都市計画法に基づき都市計画決定された道路です。道路の拡幅や歩道整備等により、渋滞対策や自転車歩行者の安全確保、沿道土地利用の促進を図るほか、駅やICなど交通結節点へのアクセス強化など、安心安全な生活と機能的な都市活動を支える道路の整備を計画的に進めています。

■ 都市計画決定（令和5年3月31日現在）

365路線 総延長約965km

■ 整備済道路（令和5年3月31日現在）

延長約639km 66.18%



都市計画道路片岡東線

(2) 都市公園・緑地

都市公園法に基づいた公園・緑地・墓園を総称して都市公園といいます。全県都市計画区域内人口1人当たり面積は、9.3㎡で、全国平均の10.8㎡より低い状況にあり、面積の拡大に努めています。

■ 令和6年度 県営都市公園施工予定箇所

県営彦根総合スポーツ公園他6公園

■ 都市計画決定（市町含む）（令和5年3月31日現在）

336箇所 約4,447ha

■ 供用済都市公園（市町含む）（令和5年3月31日現在）

621公園 約1,290ha



湖岸緑地豊田・雄琴地区（衣川）



彦根総合スポーツ公園

■県営都市公園の整備状況

(令和6年3月31日現在)

公園名	所在地	公園種別	都市計画決定面積	供用面積	開設年月日	Park-PFI
尾花川公園	大津市	近隣公園	1.2ha	1.05ha	S29.4.1	
びわこ文化公園(文化ゾーン)	大津市	総合公園	33.7ha	43.2ha	S55.7.9	R4.4~
奥びわスポーツの森	長浜市	総合公園	21.3ha	21.3ha	S62.4.1	
春日山公園	大津市	総合公園	34.2ha	23.4ha	H13.4.23	
湖岸緑地	大津市他7市	広域公園	239.4ha	157.61ha	S55.4.25	
びわこ地球市民の森	守山市	都市緑地	42.5ha	42.5ha	H14.3.31	R4.4~
彦根総合スポーツ公園	彦根市	総合公園	21.8ha	12.27ha	R5.10.27	

■THE シガパークの取組

滋賀県では、都市公園、自然公園、史跡公園などの公園の種別や所管を超え、部局横断的に連携し、県全体が一つの大きな公園となるよう、すべての人の憩い・交流・体験の場となり、子どもたちが美しい自然の中で遊び、学ぶことができる場となる「水と緑と人につながる“THEシガパーク”」を目指し、全庁をあげて公園の魅力向上に取り組んでいる。



4 市街地開発事業に関する計画

市街地開発事業とは、計画的な市街地形成を図るため、道路、公園、下水道等の公共施設の整備と合わせて宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがあります。

(1) 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、良好な市街地の形成を図るため、土地の利用の増進および都市施設の整備を総合的に進める事業です。

■土地区画整理事業の施行状況

(令和6年3月31日現在)

	県		市町		組合・その他		合計		
	完成	施行中	完成	施行中	完成	施行中	完成	施行中	計
地区数	1地区	0地区	36地区	0地区	109地区	2地区	146地区	2地区	148地区
面積	291.3ha	0.0ha	940.6ha	0.0ha	1,731.5ha	8.7ha	2,963.4ha	8.7ha	2,972.1ha

注) 完成は換地処分済の地区とする。(ただし、組合施行の完成は、組合解散認可済、個人施行の完成は、終了認可済の地区とする。)

(2) 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、低層の木造建築物が密集するなど、高度利用が図られていない市街地において、共同建築物の建築および都市計画道路(街路)・公園・緑地等の公共施設の整備を行い、安全で快適な都市環境を創造するものです。

5 湖国の風景づくり

本県では、昭和59年に「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(風景条例)」を制定し、湖国の風景づくりに取り組んできました。平成16年に「景観法」が制定されたことを受け、守り育ててゆくべき県の景観の特性と、県、市町、県民や事業者の役割を示した「湖国風景づくり宣言」を策定し、市町の主体的な地域景観の形成を前提とした連携の取組を進めています。

特に、琵琶湖や歴史的街道など広域に渡る景観の保全・形成については、県と市で構成する「滋賀県景観行政団体協議会」で連携を進め、琵琶湖の対岸景観を調整する体制の整備や歴史的な街道でつながるまちの魅力的な地域づくりの推進に取り組んでいます。

また、景観に大きな影響を及ぼす屋外広告物のあり方について連絡調整を行うため、県と全市町が参加する「滋賀県屋外広告物連絡会議」を設置し、屋外広告物の安全性の向上等適正化に向けた取組を進めています。



守り育てたい“ひろがり”と“つながり”の風景